

比叡山中学・高等学校親師会会則

第 1 章 総 則

第 1 条 本会は延暦寺学園親師会といい、事務所を同学園内に置く。

第 2 条 本会は本学園の特徴を伸張して、人材育成の徹底を期するため本高校並びに中学の生徒の保護者が教職員と一体となって、本校の運営並びに教育の実践に対して研究協議すると共に、諸般の事業を援助し併せて学校と家庭との連絡を緊密にして、本校存立の目的を達成しようとするものである。

第 2 章 会 員

第 3 条 会員は本高校並びに中学の生徒の保護者とし、本会はその保護者及び教職員をもって構成する。

第 3 章 事 業

第 4 条 本会は第 2 条の目的を達成するために概ね次の事業を行う。

1. 本校の教育振興発展に関する事項並びに会員相互の親睦、研修に関する事項。
2. 生徒の学習教科施設の充実支援に関する事項。
3. 生徒の体育奨励並びに養護施設の支援に関する事項。
4. 生徒の教育施設の支援に関する事項。
5. 生徒の学習用具の補給、見学等の補助に関する事項。
6. 教職員の研究調査その他の支援に関する事項。
7. 会員の表彰に関する事項。

第 4 章 役 員

第 5 条 本会は次の役員を置く。

会 長	1 名
副 会 長	2 ～ 3 名
庶 務 会 計	若干名
監 事	2 名
理 事	若干名

第 6 条 会長、副会長、庶務会計、監事、理事は役員会において選出し、総会において承認を受ける。

第 7 条 役員の任期は 1 年（当年度総会から次年度総会まで）とする。ただし、再任は妨げない。

第 8 条 会長は本会を代表し、総会・役員会を招集しその議長となる。

副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はこれを代理する。

庶務会計は会計・事務を処理する。

監事は本会会計を監査する。

理事は本会の重要事項につき協議する。

第 5 章 相 談 役

第 9 条 本会に相談役を置くことができる。

相談役は、会長経験者とする。

相談役は、会長が委嘱し、その任期は役員と同じとする。

相談役は、会務全般にわたり、会長の諮問に応じ意見を述べる。

第 6 章 会 議

第 10 条 本会には次の会議を設ける。

1. 総 会 毎年度始めに開き、会員総数の 3 分の 1（委任状を含む）の出席により成立するものとし、事業と会計報告、役員承認その他必要な事項を審議する。なお、緊急を要する場合には臨時に総会を開くことができる。また、総会議案は出席会員総数の過半数で議決する。

2. 役員会 会長が必要と認めた時開催するものとし、細則の制定、改正及びその他会務の執行に関する事項を審議する。

第 7 章 会 計

第 11 条 本会の経費は次の収入をもってこれに充てる。

1. 会 費
2. 寄付金、雑収入

第 12 条 会費は会員年額 9,000 円と定める。

第 13 条 本会の会計年度は 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終える。

第 14 条 弔慰に関する事項については、細則のとおりとする。

第 8 章 そ の 他

第 15 条 本会則の変更は役員会の決議により総会の承認を経るものとする。

第 16 条 本会則の施行に伴う細則は役員会において定める。

附 則

この会則は、平成 10 年 7 月 16 日から施行する。

この会則は、平成 16 年 6 月 19 日から施行する。

この会則は、平成 19 年 6 月 16 日から施行する。

この会則は、平成 21 年 6 月 20 日から施行する。

この会則は、平成 22 年 6 月 19 日から施行する。

この会則は、平成２６年６月２１日から施行する。

この会則は、令和元年６月１５日から施行する。

この会則は、令和８年６月２０日から施行する。